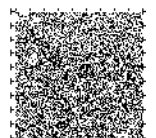


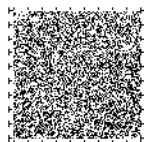
13. その他の福祉サービス

(1) 日常生活の支援（市事業以外）

制度	対象者	内 容						窓口・手続		
生活福祉資金の貸付	<p>身体障害者手帳愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯</p> <p>現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方の属する世帯</p> <p>障害者の方のために貸付が必要な状況であること</p> <p>返済の見通しがたつ世帯</p>	社会福祉協議会では、生活福祉資金の一つとして、障害者へ次のような貸付制度を設けています。								
		資金の種類	内容説明	貸付限度	返済期限	据置期間	保証人	利子	<p>青梅市社会福祉協議会へお申込みください。</p> <p>青梅市社会福祉協議会 電話 0428-22-1233</p> <p>貸付制度の詳細については、青梅市社会福祉協議会にお問い合わせください。 なお、生活保護受給中の方は生活福祉課へご相談ください。</p> <p>生活福祉課 保護第一係～ 保護第四係 内線 2194～2199</p>	
		福祉資金	福祉費	住居の移転等に必要な経費	50万円以内	3年以内	6ヶ月以内	原則必要だが、無利子、無手数料、無年%		
				障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	8年以内				
				住宅の増改築補修等に必要な経費	250万円以内	7年以内				
				福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	8年以内				
				障害者サービス等を受けるために必要な経費	170万円以内	5年以内				※当該サービスを受給するために必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が、1年以内の場合のみ対象となります。
				就職の支度に必要な経費	50万円以内	3年以内				
				生業(自営業)を営むために必要な経費	460万円以内(注)	9年以内				(注)別途条件がありますので、お問い合わせください。
				技術習得に必要な経費	※技術習得期間ごとに設定	8年以内				
障害者用自動車の修理に必要な経費	50万円以内			3年以内						
※貸付には審査があります。審査の結果により、貸付ができない場合もありますので御了承ください。										



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
身体障害者 補助犬の給付	都内におおむね1年以上 居住する18歳以上の在宅 の方で ①盲導犬 視覚障害者1級の方 ②介助犬 肢体不自由1～2級の方 ③聴導犬 聴覚障害2級の方	補助犬の給付は無償 ※ただし、訓練に係る旅 費、食費等および補助犬 の飼育、管理、治療等に 係る一切の経費について は自己負担となります。	次の方は対象外となり ます。 ①借家、借間等に居住 している方で、家主 または管理者の承諾 が得られない方。 ②補助犬を適切に利用 飼育できない方。 ③世帯の所得税額が、 平均月額77,000円以 上の方。	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
家庭生 活訓 練事 業	都内に居住し、家庭内 における日常生活活動に著 しい制限を受けている在 宅の視覚障害者	家事の基本、趣味や教養、 生活設計等、家庭生活に必 要なものの講習 費用：無料 ※教材費等は受講者負担		東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
盲青年等 社会生活教室 開催事業	都内に居住する視覚障害 をもつ青年および高齢者 で身体障害者手帳を所持 する方	社会生活に必要な知識の 習得や体験交流が行える 場を設ける。 生活設計・職業・健康管 理・レクリエーション等 費用：無料 ※教材費等は受講者負担		東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
重度身体障 害者等救急 通報システ ム事業	都内に住所を有し、ひと り暮らし等の18歳以上65 歳未満の在宅者で、次の いずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の1～ 2級の方 ②その他青梅市長が特に 必要と認める方	家庭内で病気や事故等の 緊急事態に陥ったとき、無 線通報器等を押すだけで 東京消防庁等に通報され、 近隣のボランティア等を 中心とした地域協体制 により、速やかな救助を行 います。(所得に応じて自 己負担があります。)		障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
自動車運 転免 許の無 料教 習	18歳以上の身体障害者 の方で次のいずれにも該 当する方 ①公共職業安定所に求職 登録してある方 ②運転免許試験場での運 転適性検査に合格した方 ③身体障害者運転能力開 発訓練センターが入所を 認めた方	厚生労働省から委託され た「身体障害者運転能力開 発訓練センター」で3ヶ月 の技能教習と学科教習が 無料で受けられます。 (入所料、教本代も無料 ですが検定料などは必要と なります。) ※入所日は1、4、7、10 各月の月初め、申込み締切 は前月の15日までです。 訓練期間は3ヶ月です。 宿泊施設もあります。		東園自動車教習所 (身体障害者運転能力 開発訓練センター) 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578 https://www.azumaen.o r.jp
オストメイト 社会適 応訓 練	人工肛門または人工膀胱 を永久的に造設した方	皮膚管理、ストマ管理、社 会復帰にかかる諸問題に ついての講習 費用：無料 ※テキスト代は自己負担		(社)日本オストミー協会 ・東京支部(火・金) 電話 03-5272-3550 ・三多摩支部(月・木) 電話 03-3205-0248

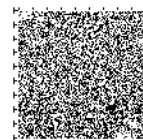


(2) コミュニケーション支援

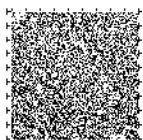
制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
点字図書製作・貸出等	視覚障害者等および視覚障害関係の団体、学校、施設	点字図書を製作し、資料の貸し出し、配信、ダウンロードを無料で行う。	日本点字図書館 電話 03-3209-0241 利用登録の手続が必要。
希望点字図書製作	都内在住・在勤・在学の視覚障害者	個人利用者から希望があった活字資料を点訳し提供する。 ※ただし、原本、点字用紙、製本費は自己負担	
声の図書製作・貸出等	視覚障害者等および視覚障害関係の団体、学校、施設	デジタイズ図書による録音図書を製作し、資料の貸し出し、配信、ダウンロードを無料で行う。ただし、デジタイズ図書を再生するためには、専用の再生機が必要。	
希望声の図書製作	都内在住・在勤・在学の視覚障害者	個人利用者から朗読希望のあった活字資料を録音し提供する。 ※ただし、原本、CD等の費用は自己負担	
視覚障害者用図書レファレンスサービス	視覚障害者等および視覚障害関係の団体、学校、施設	視覚障害者用図書に関する情報提供。	
点字図書給付（日常生活用具等給付事業）	原則として学齢児以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	雑誌を除く点字図書の製作・給付。年間6タイトルまたは24巻まで。（原本相当額は自己負担） ※給付図書発行証明書が必要。 （点字図書出版施設発行）	障がい者福祉課 認定サービス係 内線 2135・2136
点字・録音刊行物作成配布	18歳以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	都の刊行物から社会生活を営む上で必要な情報知識をまとめ配布します。	東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
広報東京都（点字版・テープ版）	視覚障害者で希望する方	都の政策やお知らせなどの都政情報を提供するため毎月発行し、無料で直接郵送します。	生活文化局 広報課出版担当 電話 03-5388-3093
都議会だより（点字版・テープ版）	視覚障害者で希望する方	都議会の活動内容を知らせるため、年4回発行し、無料で直接郵送します。	議会局管理部広報課 電話 03-5320-7126
点字広報録音広報	18歳以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	国の行政、その他公的な情報を各点字図書館等に配布します。 費用：無料	日本視覚障害者団体連合 電話 03-3200-0011
点字訪問指導	原則として都内に在住の18歳以上の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	点字指導員が家庭などを訪問して指導します。 費用：無料	東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
視覚障害者日常生活情報点訳サービス	都内居住または在勤の身体障害者手帳（視覚障害）所持者	日常生活上必要とする情報の点訳・墨訳または対面朗読およびFAXによる電話朗読サービスを行います。ただし、図書館や点字図書館で取り扱っているものまたは営利に関するものを除く。 費用：無料 ※ただし、対面朗読時のテープ代、FAXによる電話朗読時の電話の費用等は自己負担	東京都障害者福祉会館 電話 03-3455-6321 FAX 03-3453-6550

※青梅市中央図書館でも、点字図書やデジタイズ図書専用の再生機の貸し出しをしています。また、読み聞かせサービスも実施しています。ご利用にはハンディキャップサービスの登録が必要です。

《青梅市中央図書館》 青梅市河辺町10丁目8番地の1 電話 0428-22-6543



制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
点字による 即時情報 ネットワーク	都内在住者の視覚障害者	毎週月～金、新聞記事や福祉情報などの抜粋記事を点字誌にして郵送配布しています。(有料)メール版も配信しています。	東京都盲人福祉協会 電話 03-3208-9001
	都内在住者または在勤(学)の身体障害者手帳(視覚障害)所持者	電話ナビゲーションシステムによる音声での提供。	電話ナビゲーション 東京支局 電話 0570-02-1802
盲ろう者通訳 介助者派遣	都内に住所を有する盲ろう者 (視覚障害と聴覚障害を重複して持つ身体障害者(児)であって、身体障害者手帳を所持する者)	盲ろう者のコミュニケーション手段および移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣します。 費用：無料 ※ただし、外出に必要な交通費は、通訳・介助者分も含めて利用者負担	東京盲ろう者友の会 電話 03-3864-7003 FAX 03-3864-7004
読話講習会	18歳以上の都内在住の中途失聴・難聴者で身体障害者手帳所持者	読話技術の指導を行い、健聴者とのコミュニケーション技術の習得を図ります。 費用：無料 ※ただし、教材費は自己負担	東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
コミュニケーション 機器の貸出し	都内在住の身体障害者手帳(聴覚障害)所持者およびその保護者、または都内の聴覚障害者団体等	貸出し機器 ・オーバーヘッドプロジェクター ・磁気ループ ・ビデオプロジェクター 費用：無料 ※ただし、運搬費用等は自己負担 期間：10日間	東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
要約筆記者 の派遣	①聴覚障害者団体 ②身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者のうち手話を理解できない方	健聴者等との意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。 費用：無料	東京手話通訳者等派遣センター 電話 03-3352-3335 FAX 03-3354-6868
中途失聴者 難聴者 手話講習会	都内在住、在勤の中途失聴者および難聴者	簡単な意思交流が可能な程度の手話技術についての講習 費用：無料 ※ただし、テキスト代は自己負担	福祉保健局 障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
字幕入ビデオ テープ・DVD の制作・貸出	聴覚障害者(児)、およびその保護者、または聴覚障害者関係団体、東京都の関係機関および区市町村	映画やテレビ番組等に字幕を挿入したビデオテープ・DVDの制作・貸出。 費用：無料 ※ただし、返却時の送料は自己負担 期間：手渡しの場合、その日から2週間 郵送の場合、手元に届いてから2週間 貸出本数：1回につき6本まで。	聴力障害者情報文化センター 電話 03-6833-5004 FAX 03-6833-5005
喉頭摘出者 発声訓練	都内に居住する喉頭摘出者	疾病等で喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方を対象に、発声訓練を行います。 ①食道発声訓練 ②電動式人工喉頭および携帯用会話補助装置による発声訓練 ③その他必要な訓練 ※入会費、年会費、教材費等がかかります。	銀鈴会 電話 03-3436-1820 FAX 03-3436-3497
吃音者発声 訓練	都内に居住、通勤または通学する15歳以上の吃音者	吃音者に対し、言語の発声訓練等を実施します。 ①発声訓練 ②話し方研究 ③グループワーク ④よりよい人間関係のための研究 ⑤その他必要な訓練 ※年会費、テキスト代等がかかります。	東京言友会 電話 03-3942-9436



(3) 社会参加

制 度	対 象 者	給付の内容等	窓口・手続
東京都障害者 休養ホーム 事業	都内に在住する身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者およびその付添者（助成を受けられるのは手帳所持者1人につき介護者1人）	指定施設の利用の際、1泊につき次の額を限度として宿泊利用料の一部を助成します。 （助成上限額） ・手帳所持者 大人 6,490 円 小人 5,770 円 ・付添者については 大人 3,250 円 助成回数に制限があります。 （年度1人2泊） ※前年度の繰り越しはできません。	パンフレット、申込書は、障がい者福祉課の窓口にあります。 障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132 日本チャリティ協会 電話 03-3353-5942 FAX 03-3359-7964 （FAXは聴覚障害者専用）

(4) その他

制 度	対 象 者	内 容 等	窓 口
障害者虐待 防 止 事 業	養護者による障害者虐待を受けた方、またはそれを見たり聞いたりした方	【虐待の種類】 ①身体的虐待 身体に暴行を加えること。または正当な理由がなく身体を拘束すること。 ②性的虐待 わいせつな行為をすること。またはわいせつな行為をさせること。 ③心理的虐待 暴言または拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ネグレクト（放棄・放任） 衰弱させるような減食、または長時間の放置、上記の①～③に掲げる虐待行為の放置など、養護をおこたること。 ⑤経済的虐待 財産を不当に処分すること。またはその他不当に財産上の利益を得ること。	障がい者サポートセンター 電話 0428-30-0152 【受付時間】 平日・土曜日・祝日 午前9時～午後6時 日曜日 午前9時～午後5時 ※毎月第3月曜日休館日 （祝日の場合は翌日が休館）
	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた方、またはそれを見たり聞いたりした方		障がい者福祉課 相談支援係 内線 2133・2134 認定サービス係 内線 2135・2136 【受付時間】 平日 午前8時30分～ 午後5時15分 ※上記受付時間外で緊急の場合は、市役所に電話し、障害者虐待に関する連絡と伝えてください。
	使用者による障害者虐待を受けた方、または、それを見たり聞いたりした方		(18歳未満の障害児) 立川児童相談所 電話 042-523-1321 【受付時間】 平日 午前9時～午後5時 ※上記以外の時間帯については、児童相談所虐待対応ダイヤル 189 で対応

